

蒲 水第560号
令和7年3月11日

蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者 様

蒲郡市 上下水道部 水道課長

給水装置の事故等による使用水量の認定基準(漏水減免)について (通知)

平素は、蒲郡市水道事業にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

この度、蒲郡市給水装置の事故等による使用水量の認定基準を定める要綱の改正により漏水減免の申請方法等が変更となりましたので通知いたします。

記

1 主な変更点

申請方法 改正前：窓口・電話にて口頭
改正後：窓口・電子申請にて使用水量認定申請書（第1号様式）の提出
（添付書類：漏水箇所が確認できる修理後の写真）

修理業者指定 改正前：指定なし
改正後：蒲郡市指定給水装置工事事業者

申請期限 改正前：期限なし
改正後：修理完了後 1 年以内

2 適用開始 令和7年4月1日以降の修理完了分より

※詳しくはホームページに「漏水減免について」公開していますのでご確認ください。
蒲郡市トップページ、「ページ ID 検索」に「0325361」を入力し表示をクリックすると、
漏水減免についてのページに行きます。

お問合せ 要綱の改正について
 担当 水道課 経営給水担当（石川、荻野）
 電話 ０５３３－６６－１２０６
 減免の申請について
 担当 水道課 料金担当
 電話 ０５３３－６６－１１２９